

平成23年度 柳川市中小企業者等融資制度

資金名	中小企業振興資金	小口零細企業資金	新規創業融資
融資限度額	1,250万円 (小口零細企業資金及び新規創業融資で借入残額がある場合は、当該残額を差し引いた金額)	1,250万円 ※(既に他の保証付き融資を受けているときは当該借入残高(根保証契約をしている場合にあつては、当該融資極度額)を差し引いた額)	500万円 (ただし必要資金の3分の2以内)
貸付期間	5年以内(据置6カ月以内)	5年以内(据置6カ月以内)	5年以内
利率(年)	1.80%	1.60%	1.75%
対象者 (すべてに該当するもの)	①中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者その他市長が必要と認めるもの ②規定の借入申込手続きを行った時において6ヶ月以上市内に営業所又は主たる事務所を有する中小企業者 ③市税を完納している者 ④健全な事業経営の見通しがあり、資金の返還に確実性のある者	①次に掲げる中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者。  (ア)常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であつて、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という)を行なう者 (イ)事業協同小組合であつて、特定事業を行なう者またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者 (ウ)特定事業を行う企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が20人以下の者 (エ)特定事業を行う協業組合であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の者 (オ)医療を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の者  ②規定の借入申込手続きを行った時において6ヶ月以上市内に営業所又は主たる事務所を有する者  ③市税を完納している者  ④健全な事業経営の見通しがあり、資金の返還に確実性のある者	①中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び第1号の2に規定する中小企業者  ②次のいずれかに該当する者 (ア)市内で中小企業者として創業を行おうとする個人であつて、速やかに当該創業を行うための具体的な計画を有する者 (イ)中小企業者である会社が中小企業者である新会社を市内に設立し、新会社が速やかに事業を開始するための具体的な計画を有する者 (ウ)市内で中小企業者として創業した個人又は会社であつて、創業した日から6か月を経過していない者 (エ)特許法(昭和34年法律第121号)、実用新案法(昭和34年法律第123号)若しくは意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく登録を受けた者又は法律に基づく資格を有する者で、その技術や資格を生かすため新たに事業を開始しようとする者で、速やかに当該創業を行うための具体的な計画を有する者  ③創業に当たつての必要資金の3分の1以上の自己資金を有する者  ④市長が認めた講座等を修了した者  ⑤個人については住民税、法人については法人税を完納している者
資金使途	事業の運転資金又は設備資金として直接経営上の用に供するもの	事業の運転資金又は設備資金として直接経営上の用に供するもの	創業に必要な設備資金又は運転資金
保証協会の保証	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる
保証料率(年)	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる
担保	原則不要	原則不要	必要に応じ
保証人	原則として法人は代表者、個人は不要	原則として法人は代表者、個人は不要	原則として法人は代表者、個人は不要
返済方法	原則月賦償還	月賦償還又は一括償還	月賦償還
取扱金融機関(市内)	福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、大牟田柳川信用金庫、福岡県南部信用組合	福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、大牟田柳川信用金庫、福岡県南部信用組合	福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、大牟田柳川信用金庫、福岡県南部信用組合
申込期間	随時	随時	随時
受付場所	上記の取扱金融機関	上記の取扱金融機関	上記の取扱金融機関